



エコパートナーシップうじたわら


うじたわらの木^{もっ}くん

～茶文化の源 水・緑・生命の環を育む和みのまら～

発行日：平成27年3月29日（第57号） 編集・発行：エコパートナーシップうじたわら広報部会
事務局 TEL（88）6639 FAX（88）3231

ごみから資源へ

今年1月、宇治田原町を含む城南衛生管理組合管内（3市3町）において、ごみの分別ルールが大きく変更されました。

今まで処分地において埋め立てとして処理されていた燃やさないごみのうち、プラマーク  のついているビニール、プラスチック類を燃やさないごみとは別の日に排出していただくようになりました。

私達の生活は、様々な資源を再利用することによって成り立っています。プラマーク容器包装物もビン、缶、ペットボトル等と同じように、ごみではなく資源として有効利用していくことが求められています。

豊かな時代といわれている今、ともすれば省資源・省エネルギーの必要性を忘れがちで、使い捨ての生活様式が定着しつつあります。地球上の資源には限りがあるということを認識し、無駄な消費を減らし、最大限のリサイクルを図っていくことが重要であると考えて行動していく必要があります。

豊かで美しい自然を次世代に引き継ぐためには、私達ひとりひとりがライフスタイルを見直し、物を大切にしていける心を育て、またそうした気持ちを実際に生かせる社会を形成していかなければなりません。

プラマーク容器包装物を再利用して作られた製品



プランター



パレット



プラスチックボード



エコクッキング教室を開催します。

エコパートナーシップうじたわら循環型社会・地球温暖化防止部会では『生ごみを出さない生活』、『自然食材の活用』への取り組みとして恒例となりましたエコクッキング教室を下記の日程にて開催します。

今回のテーマは、昨年春に引き続き、旬の山菜や野草を使ったメニューを中心に調理していきたいと思っております。最近あまり食卓に並ぶことも少なくなった山菜や野草も工夫すればおいしくいただけることを体験していただければと思います。多くの皆様のご参加お待ちしております。



【日 時】平成27年4月19日（日）午前9時～午後2時

【場 所】維孝館中学校 調理室

【締め切り】平成27年4月17日（金）

【参加費】一人500円

【申込・問合わせ】エコパートナーシップうじたわら事務局（宇治田原町役場 建設・環境課）

☎0774-88-6639

次の方・団体から賛助会費をいただきました。誠にありがとうございました。

宇治田原町区長会、宇治田原町森林組合、宇治田原町商工会、宇治田原工業団地管理組合、株式会社宇治田原製茶場、株式会社協永開発、JA京都やましろ宇治田原町支店、株式会社馬場義電気株式会社播磨園製茶、株式会社堀口新聞販売所、米田造園土木株式会社、有限会社富山資源開発、濱田プレス工藝株式会社
※平成27年2月現在（敬称略・順不同）

出前講座募集



出前講座の様子

エコパートナーシップうじたわらでは、各地域の団体やグループを対象とした出前講座を募集しています。

地域の公民館などをお借りし、住民の方々とともに様々な環境テーマについて一緒に学んでいきたいと考えています。詳しくはエコパートナーシップうじたわら事務局（宇治田原町役場 建設・環境課）☎0774-88-6639 までお問い合わせください。

出前講座メニュー

- 地球温暖化問題に関すること
- ごみ問題に関すること
- 自然環境に関すること
- ISO14001、KES など環境マネジメントシステムに関すること
- その他環境課題に関すること全般

フロン管理に関する法律の改正について

フロン回収破壊法が改正され「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（略称 フロン排出抑制法）」として、平成27年4月1日から施行されます。

地球環境に対して高い環境影響を与えているフロンは、ここ数年の対策によりオゾン層破壊効果を持つフロン類（CFC等）は、着実に削減されています。しかし一方では、高い温室効果を持つフロン類（HFC等）は急増しており、このままの状態が続くと10年後には現在の2倍以上になるとされています。

これらの高い温室効果を持つフロン類の急増については様々な要因が考えられますが、要因の一つとしてフロン類の機器使用時の漏えいがあります。このような状況を改善していくため、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた新たな対策が講じられることとなりました。法律の概要については以下のとおりです。

法律対象のフロン類

CFC・・・R11、R12、R502等 HCFC・・・R123、R402A等

第1種特定製品の管理者が対象

フロン類を使用した機器のうち第1種特定製品に当たる業務用のエアコン・冷凍機器（自動販売機を含む）の管理者は、法律に基づく管理の適正化（漏えいさせないための措置）に努めることが必要となります。管理者に該当するかどうかは、当該製品の所有権の有無、若しくは管理権限の有無により判断します。

管理者が取り組まなければならない事項

管理している第1種特定製品の規模によって、「機器の定期点検」「点検の記録・記録の保存」等が遵守事項となります。また、全ての機器の管理者は、簡易点検が必要です。

管理する第1種特定製品の機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力が7.5kw以上は、^{※1}簡易点検にプラスし^{※2}有資格者による定期点検が必要となります。

※1 簡易点検・・・目視等による外観点検

※2 有資格者・・・冷凍空調設備等に知見のある一定の資格を有した者

☆エコパートナーシップうじたわら入会のご案内☆

◆会員の区分

- ・個人会員＝町内にお住まいか、町内の事業所にお勤めで環境に関心のある人
- ・団体会員＝町内で活動する団体及び法人
- ・賛助会員＝本会の趣旨に賛同し、活動を支援する個人・団体及び法人

◆会費

- ・個人会員・団体会員については、無料です。
- ・賛助会員については、活動支援金として年額1口5,000円の会費を募ります。

◆入会の方法

- ・入会申込書に必要事項を記入し、事務局に申し込んでください。

◆部会

- ・広報部会・・・会報誌の発行、活動報告書の作成、イベント等の啓発
- ・自然・生活環境部会・・・河川や動植物の学習会、自然環境体験ハイキング開催
- ・循環型社会・地球温暖化防止部会・・・生ごみ処理機の普及啓発、環境家計簿の普及等、エコクッキング教室等

応募先・お問い合わせ先：エコパートナーシップうじたわら事務局（宇治田原町建設・環境課内）

〒610-0289 京都府綴喜郡宇治田原町大字荒木小字西出10

TEL 0774-88-6639 FAX 0774-88-3231 Eメール：junkan@town.ujitawara.kyoto.jp

茶文化の源 水・緑・生命の環を育む和みのまち 宇治田原

